

## 第5章 施設整備

### 5.1 敷地の概要

新たな保健環境研究所は、みやま市にある保健医療経営大学敷地に建設します。現在の敷地の概要は以下のとおりです。



	敷地概要
所在地	福岡県みやま市瀬高町高柳 960-4
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
法定建蔽率	70%
法定容積率	200%
指定区域	浸水想定区域（0.5～3m 未満） 矢部川流域景観計画区域（田園の景域） 埋蔵文化財包蔵地内
道路幅員	12.0m（東側）
敷地面積	100,414 m <sup>2</sup>
インフラ	上水：東側道路給水本管(150φ)より、75φで引込 下水：下水道未整備地区のため、敷地内に浄化槽を設置し、貯水池を 経由し、西側水路へ放流 電力：敷地南東より1回線引込 ガス：プロパンガス 敷地内にバルクタンク設置

## 5.2 関係法令及び支援制度

基本計画を策定するにあたり、関係する法令は以下のとおりです。

法令	規制の概要
景観法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢部川流域景観計画/田園の景域 ： 配置・形態意匠・色彩・照明の制限、緑化の推進</li> <li>・ 事前協議、届出が必要</li> </ul>
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発許可の事前協議・申請が必要</li> </ul>
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団規定 ： 用途制限、建蔽率、容積率等の制限</li> <li>・ 単体規定 ： 構造、設備等の技術的基準・規定</li> <li>・ 建築確認申請書の事前協議、申請が必要</li> </ul>
福岡県建築基準法施行条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法に基づく福岡県の条例</li> <li>・ 建築確認申請書の事前協議・申請が必要</li> </ul>
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防設備等の設置義務等の規定</li> <li>・ 建築確認申請に連動</li> <li>・ 事前協議・申請が必要</li> </ul>
屋外広告物法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢部川流域景観計画/田園の景域 ： 屋外広告物の表示又は設置位置に関する基本方針、景観誘導指針</li> <li>・ 福岡県屋外広告物条例等による制限</li> <li>・ 事前協議、申請が必要</li> </ul>
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制</li> <li>・ 浄化槽設置の際、届出等諸手続きが必要</li> </ul>
福岡県福祉のまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー法に基づく条例であり、整備基準への適合努力義務</li> <li>・ 建築確認申請に連動</li> <li>・ 事前協議、届出が必要</li> </ul>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の省エネ性能の基準、計算方法、手続き等の定め</li> <li>・ 建築確認申請に連動</li> <li>・ 届出が必要</li> </ul>
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財包蔵地内届出が必要</li> </ul>

<p>土壌汚染対策法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の可能性が高い土地であれば、土壌汚染状況調査が必要</li> <li>・土壌汚染が判明した場合は、適切な管理や措置が必要</li> <li>・届出が必要</li> </ul>
<p>水質汚濁防止法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出水の水質について、物質の種類ごとに排水基準を設定</li> <li>・届出が必要</li> </ul>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「病原体を取り扱う実験室」又は「病原体を取り扱う実験室を含む管理区域」については地崩れおよび浸水の恐れのない場所に設置が必要</li> <li>・届出が必要</li> </ul>

上記法令のほか、以下について、設計及び建設工事の際に順守する必要があります。

- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 液化ガス石油の保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 雨水の利用の推進に関する法律
- ・ 労働安全衛生法

また、関係する支援制度は以下のとおりです。

### (1) 導入支援

補助制度	関連省庁	概要
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	環境省	意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO <sub>2</sub> 等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	環境省	災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	環境省	業務用施設のZEB化・省CO <sub>2</sub> 化に資する高効率設備等の導入を支援

### (2) 地方財政措置

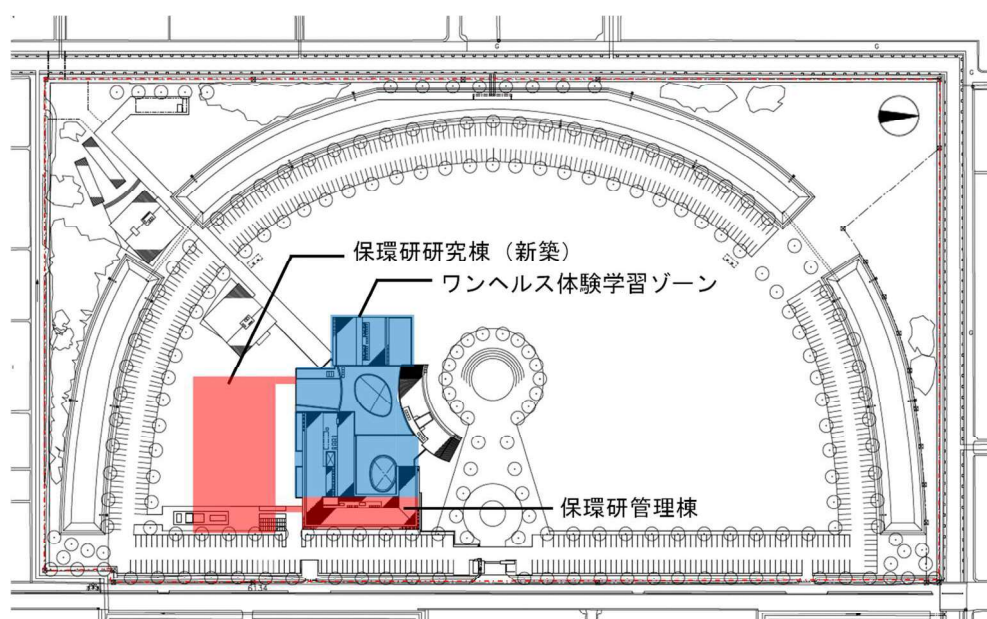
名称	概要
公共施設等適正管理推進事業債（脱炭素化事業）	<p>（対象事業）</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギー設備 太陽光発電の最大限の導入、ZEB等の実現</li> <li>○省エネ設備 計画的な省エネルギー改修の実施、LED照明の導入</li> </ul>
地域活性化事業債	<p>（対象事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギー設備 分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等）を活用した施設の整備【単独・補助】</li> <li>○省エネ設備 高効率照明機器の整備【単独・補助】・施設の省エネルギー改修【単独】・低公害車の導入【単独】</li> </ul>

## 5.3 土地利用計画

### (1) 土地利用計画

新たな保健環境研究所は、研究棟、管理棟及び一般の方を対象としたワンヘルス体験学習ゾーンに分けて配置します。研究棟は、敷地南側に新築することとし、敷地内の既存大学建物については、管理棟や、ワンヘルス体験学習ゾーン等として有効活用することとします。

なお、屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン及び一部の既存大学建物の活用については、「動物保健衛生所（仮称）基本構想」の策定を進めていく中で、検討することとします。



既存大学建物を活用する上での注意点は以下のとおりです。

	注意内容
建築基準法上の 注意点	用途変更に伴う基準への適用が必要 ・施行令 85 条（積載荷重の変更）に従い、既存大学建物の各床積載荷重で適用可能な用途の検討が必要 ・施行令 126 条の 2（排煙設備の設置）に従い、排煙設備の新設等の検討が必要

<p>計画時の 注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震壁が細かく入っている部分については、諸室レイアウトの自由度が低い</li> <li>・エキスパンジョイントが多く、諸室レイアウト上の制限だけでなく、雨漏り対策が必要</li> <li>・雨漏りや外構排水については、基本設計の中で詳細調査を行い、改修方法の検討が必要</li> </ul>
---------------------	---

## (2) 建物ごとの延床面積

建物ごとの延床面積は以下のとおりです。

- ・研究棟：約 10,600 m<sup>2</sup>
- ・管理棟及びワンヘルス体験学習ゾーン：約 6,700 m<sup>2</sup>

#### 5.4 必要諸室と面積

新たな保健環境研究所に求められる機能を満たすための、必要な諸室と目安の面積は以下のとおりです。

機能	諸室	目安の面積 (m <sup>2</sup> )
調査・研究、試験・検査	研究室、実験室、研究職職員執務室等	5,670
情報収集、分析	研究室、器材保管庫、保存書庫	260
他の機関との連携	共用実験室	120
人材育成、 教育、普及啓発	展示学習室、座学研修室、講堂等	2,350
その他	共用部等	2,720

このほか、研究に必要な付属施設（屋根付き屋外作業所（約 135 m<sup>2</sup>）、廃棄物保管庫（約 75 m<sup>2</sup>）、車庫（約 270 m<sup>2</sup>））を屋外に整備します。

## 5.5 諸室配置

### (1) 基本方針

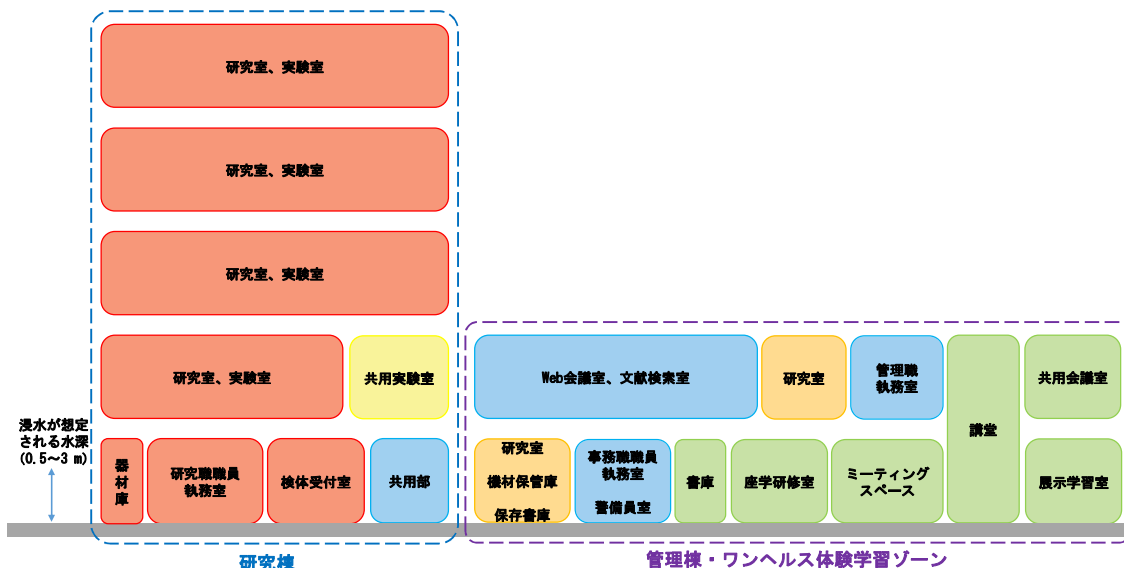
#### ①研究棟

建設地が、みやま市洪水ハザードマップで 0.5 m～3.0 m 未満の浸水想定区域とされていることから、調査・研究、試験・検査に用いる研究室、実験室は、すべて新築する研究棟の 2 階以上に配置することとし、1 階には研究職職員の執務室等を配置することとします。

#### ②管理棟、ワンヘルス体験学習ゾーン

既存大学建物を有効活用することとし、建築基準法施行令 85 条（積載荷重の変更）に従い、既存大学建物の各床積載荷重で適用可能な用途を検討しました。

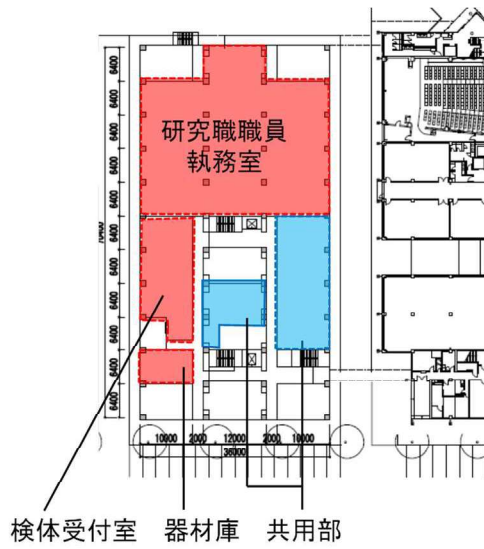
### (2) 断面ゾーニング（例）





(3) 平面ゾーニング (例)

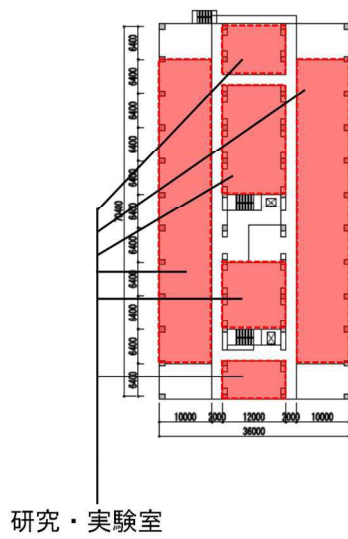
① 研究棟



1 階平面ゾーニング

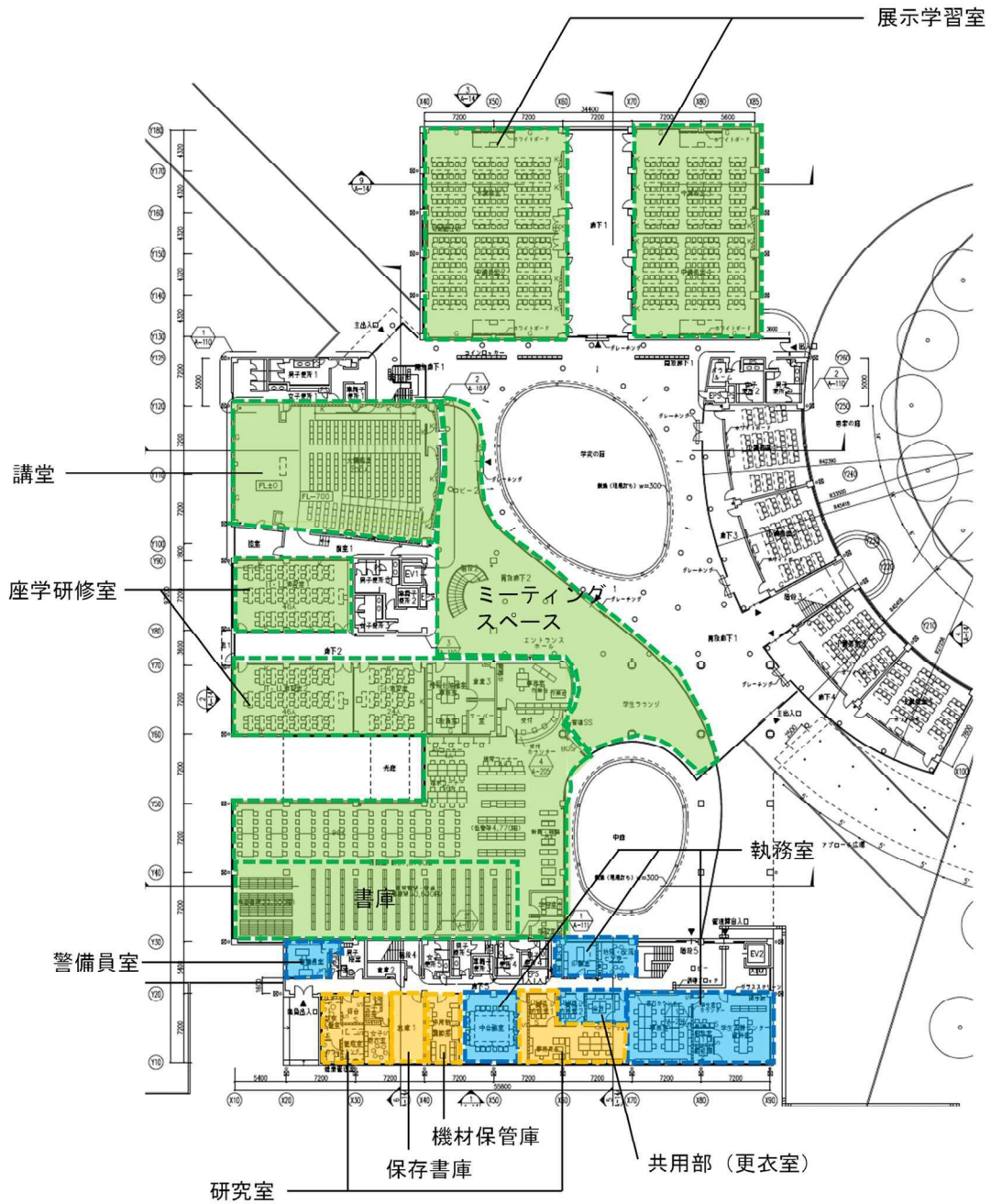


2 階平面ゾーニング

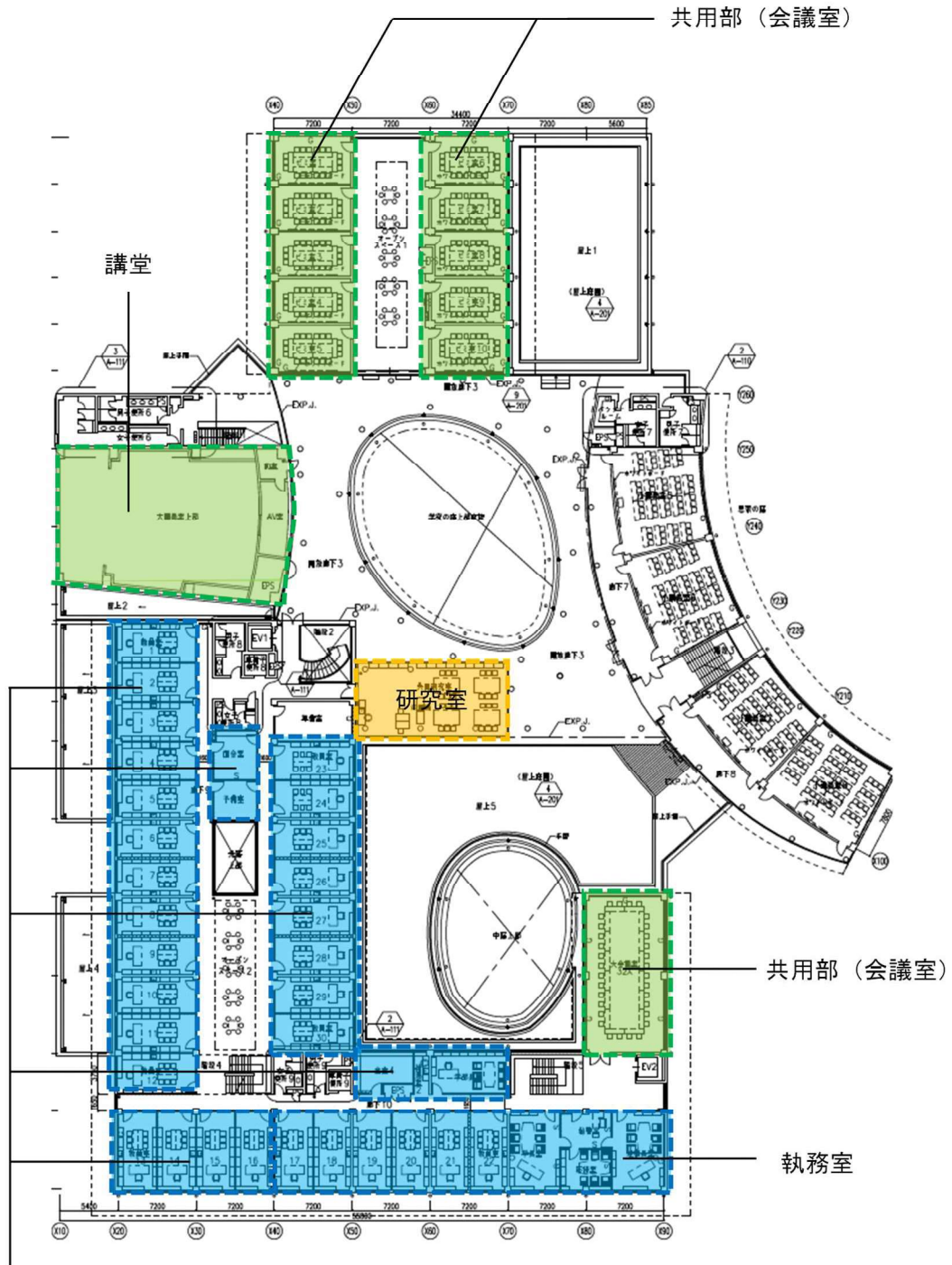


3～5 階平面ゾーニング

② 管理棟、ワンヘルス体験学習ゾーン (例)



1階平面ゾーニング



Web会議室、文献検索室、教官室

2階平面ゾーニング

## 5.6 設備計画

### 5.6.1 機械設備

機械設備の基本方針は以下のとおりです。

#### (1) 職員や来所者の利便性に配慮した設備計画

- ・清潔、汚染の区分を考慮
- ・必要なユーティリティの確保
- ・稼働時間を考慮した空調ゾーニング

#### (2) ライフサイクルコストに配慮した設備計画

- ・トップランナー機器の選定
- ・自然エネルギー利用の検討
- ・更新済みの設備など、既存設備で利用可能なものは再利用を検討

#### (3) 設備更新に配慮した設備計画

- ・機器、配管等の更新スペースの確保
- ・システムの、空間的フレキシビリティに配慮

#### (4) 周辺への安全配慮

- ・特殊排気についての適切な排気処理及び監視
- ・実験排水についての特殊排水処理及び監視

#### (5) BCP 対策

- ・緊急時の安全性確保及び機能継続への対応

### 5.6.2 電気設備

電気設備の基本方針は以下のとおりです。

#### (1) セキュリティに配慮した設備計画

- ・監視カメラの設置
- ・防犯、入退室管理設備の設置

#### (2) ライフサイクルコストに配慮した設備計画

- ・省エネルギー性能が高く、イニシャルコスト及びランニングコストの安価な機器の選定
- ・LED 採用による照明器具の長寿命化

- ・中央監視設備及び BEMS\*の導入による維持の最適化  
※Building and Energy Management System：室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム

(3) BCP 対策

- ・発電機を設置し、緊急時でも稼働可能な環境の整備
- ・電気室は浸水の恐れのない場所に設置